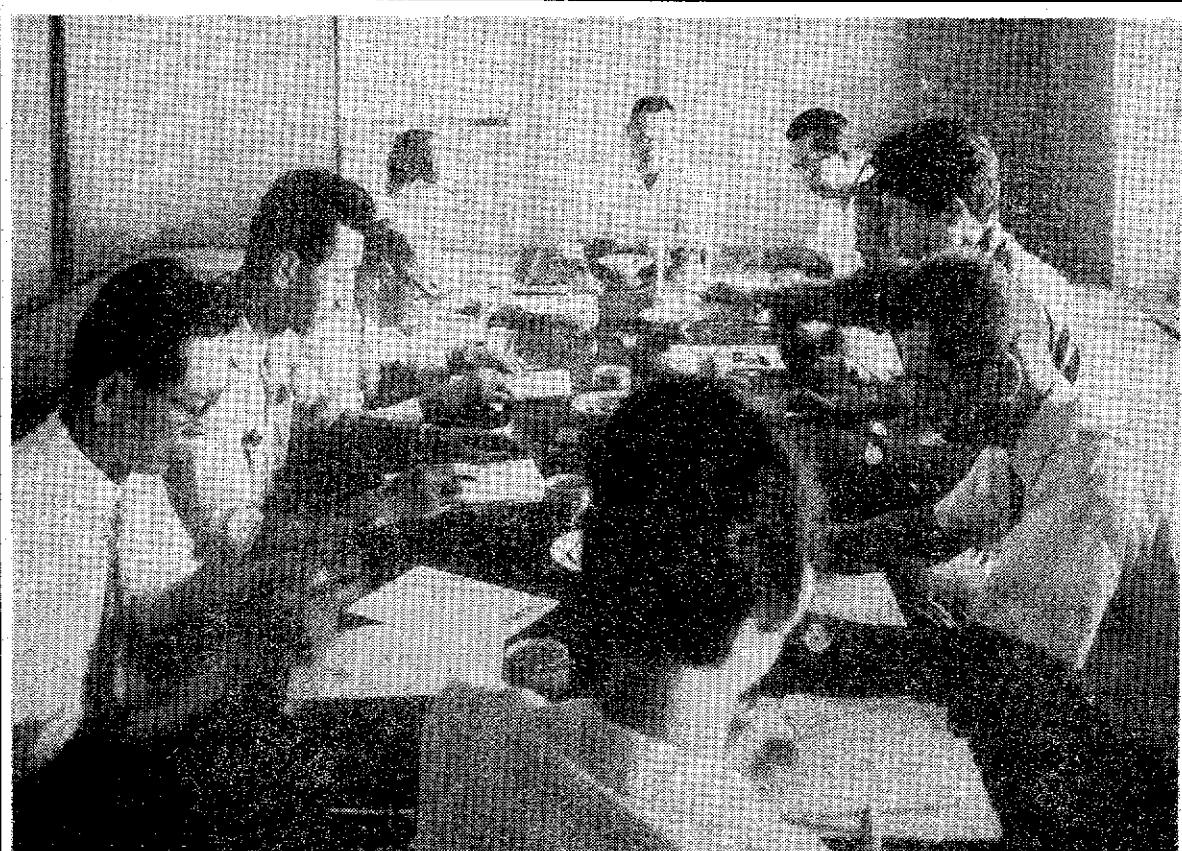


新潟縣民報

昭和38年9月1日(毎月1回1日発行)
発行所 新潟県公民館連絡協議会
〔新潟市一番堀通町・県教育庁社会教育課内〕
〔電話(新潟)⑧4111の658〕
〔振替(新潟)4094〕
発行人 飛田一郎
〔定価1部15円〕

9月号(127号)



河辺、岩崎、内山、本間理事、飛田会長、吉津副会長、横山理事、本田事務局長、小杉理事、笠原局員、ほかに梅山、丸山副会長、樋口理事は欠席

第四回理事会から

県公連をうごかす

第四回 理事会から

目 次

県内の公民館条例と使用条例 P・P・6
第12回全国公民館大会要項 P・7
題 字 塚田十一郎
カット 小柳 耕司
〔表紙写真データ ニコンF・P Oニッコール F3.5・絞5.6 1/15秒・セルフダイマー・本紙編集部撮
〔投稿自由・字数制限なし。締切毎月15日・掲載には差額

統一のない条文

待たれる県模範基準条例の制定……

県内の公民館条例と同使用条例

県公民館模範基準・同条例の県公導案ができ

たのが三月頃(四月号参照)、その後これを参考に県教委において、六月開催した県公民館大會において「県の青」を發表する予定だ。だが、議論の事由で延び延びになっている。

したが、県公連では、八月太陽教育委員会にて、県模範制定促進の陳情書を提出、その草稿案も提出している。

県内公民館には、それぞれに公民館条例、同使用条例等を制定し、一応のかたちのみの体裁見えてるところが多いが、その内容を見るとして、なんでもバラバラで統一がみられない。県模範案の制定が、今後の県公民館の水準を高める推進力となることが望まれるのとあわせて、多角的な口を養なう意味で県内各地区の公民館条例、同使用条例を紹介し、御参考に供したい。(都合により定数条例は略した。)

北蒲原郡豊栄町公民館条例

第一条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第
二十九条の規定による町に公民館を設置する。
第二条 前条の規定による公民館は、中央公民
館及び地区公民館とする。

2 中央公民館を統轄して全町的な公民館の運営方針を
立て事業の実施によるほか地区公民館と同様な事業を

実施するものとする。

3 地区公民館は、中央公民館の統轄のもとよりおこなって全
町的な事業の実施を分担しあわせてその属する地域に
関する事業を実施するものとする。

第三条 (公民館の名称及び位置を次の通りとする。)

農業田中公民館

農業田木崎公民館

農業田西岡公民館

農業田瀬浦公民館

浦木公民館

第四条 公民館には分館を置いてはできない。

第五条 公民館に専任の職員を置く。

2 館長は、教委委員会の承認を得て、その他の職員を
嘱託することができる。

3 青年学校を開設するときは、青年学級振興法(昭和
二十八年法律第二百一号)の規定による青年学校主
事講師、または講師補佐を置くものとする。

第六条 公民館運営審議会の委員の定数を一千人とす
る。

2 公民館運営審議会に地区部会を設立することができる。

3 委員の任期を二年とする。

第七条 館長及びその他の職員並びに青年学校主任、講
師、講師補佐であつて非常勤の者は対しては報酬を支
給する。

2 前項の規定による報酬額は、別表のとおりとする。

第八条 (公民館運営審議会の委員が会議の招集に際して
たて事業の実施によるほか地区公民館と同様な事業を

とされ、別表のとおり報酬を支給する。

第九条 非常勤の館長等は、別表のとおり費用弁償(旅
費)を支給する。

第十条 前条の規定による報酬及び費用弁償の支給方
法については、農業町特別職の職員の給料及び旅費に
関する条例(昭和三十年条例第三十一号)を適用する。

附 则 (昭和三十一年十一月八日)

1 この条例は、昭和三十二年四月一日から施行する。

2 公共のために使用するといふは、公民館設置の趣旨に
該することができる。

3 公共を伴るものであつて、公民館設置の趣旨に
該することができる。

4 附則は、昭和三十二年三月三十一日限り廃止する。

5 本条例施行の際、既に支給済の給与及び費用弁償に
ついては、この条例による支給したものとみなす。

6 附則は、昭和三十二年十二月二十八日(昭和三十二年十二月二十八日)

7 本条例は、公布の日から施行する。

8 改正後の旅費額に関する条例の規定は、この条例施
行の日以後に出発する旅費から適用し、同日前に出発
した旅行については、なお前例による。

9 附則 (昭和三十四年七月二十二日)

10 本条例は、昭和三十四年七月二十二日から施行する。

11 本条例は、昭和三十四年七月二十二日から施行する。

12 附則 (昭和三十四年八月三日)

13 本条例は、公布の日から施行する。

14 本条例は、公布の日から施行する。

15 本条例は、昭和三十四年七月二十二日から施行する。

16 本条例は、昭和三十四年七月二十二日から施行する。

17 本条例は、昭和三十四年七月二十二日から施行する。

18 本条例は、昭和三十四年七月二十二日から施行する。

19 本条例は、昭和三十四年七月二十二日から施行する。

20 本条例は、昭和三十四年七月二十二日から施行する。

21 本条例は、昭和三十四年七月二十二日から施行する。

22 本条例は、昭和三十四年七月二十二日から施行する。

23 本条例は、昭和三十四年七月二十二日から施行する。

24 本条例は、昭和三十四年七月二十二日から施行する。

区分	館長	月額五千円以内 に予算で定める額	相当額	報酬額	
				青年学級講師	二等級職員の 相当額
講師補佐	月額一千円	三百円	同	青年学級講師 毎年度予算で定 められた額	三等級以下の 職員の相当額
事務員	月額一千円	三百円	同	事務員	事務員

豊栄町公民館使用条例

(使用の範囲)

第一條 この公民館は、社会教育法第十一條の規定に

よる公民館が使用するもののほかこれに類似しない限

り次の通り使用するものとする。

1、常利用者などものもしくは、左の各項の1に該

当するもの

2、公的教育の目的で使用するもの。

3、公的教育の目的で使用するもの。

4、公的教育の目的で使用するもの。

5、公的教育の目的で使用するもの。

6、公的教育の目的で使用するもの。

7、公的教育の目的で使用するもの。

8、公的教育の目的で使用するもの。

9、公的教育の目的で使用するもの。

10、公的教育の目的で使用するもの。

11、公的教育の目的で使用するもの。

12、公的教育の目的で使用するもの。

13、公的教育の目的で使用するもの。

14、公的教育の目的で使用するもの。

15、公的教育の目的で使用するもの。

16、公的教育の目的で使用するもの。

17、公的教育の目的で使用するもの。

18、公的教育の目的で使用するもの。

19、公的教育の目的で使用するもの。

20、公的教育の目的で使用するもの。

21、公的教育の目的で使用するもの。

22、公的教育の目的で使用するもの。

23、公的教育の目的で使用するもの。

24、公的教育の目的で使用するもの。

25、公的教育の目的で使用するもの。

26、公的教育の目的で使用するもの。

27、公的教育の目的で使用するもの。

28、公的教育の目的で使用するもの。

29、公的教育の目的で使用するもの。

30、公的教育の目的で使用するもの。

31、公的教育の目的で使用するもの。

32、公的教育の目的で使用するもの。

33、公的教育の目的で使用するもの。

34、公的教育の目的で使用するもの。

35、公的教育の目的で使用するもの。

36、公的教育の目的で使用するもの。

37、公的教育の目的で使用するもの。

38、公的教育の目的で使用するもの。

39、公的教育の目的で使用するもの。

40、公的教育の目的で使用するもの。

41、公的教育の目的で使用するもの。

42、公的教育の目的で使用するもの。

43、公的教育の目的で使用するもの。

44、公的教育の目的で使用するもの。

45、公的教育の目的で使用するもの。

46、公的教育の目的で使用するもの。

47、公的教育の目的で使用するもの。

48、公的教育の目的で使用するもの。

49、公的教育の目的で使用するもの。

50、公的教育の目的で使用するもの。

51、公的教育の目的で使用するもの。

52、公的教育の目的で使用するもの。

53、公的教育の目的で使用するもの。

54、公的教育の目的で使用するもの。

55、公的教育の目的で使用するもの。

56、公的教育の目的で使用するもの。

57、公的教育の目的で使用するもの。

58、公的教育の目的で使用するもの。

59、公的教育の目的で使用するもの。

60、公的教育の目的で使用するもの。

61、公的教育の目的で使用するもの。

62、公的教育の目的で使用するもの。

方岡公民館		午前	午後	夜間	終日
地区別	室名				
中央	集会所	100円	100円	700円	1,000円
会議室	100	100	100	100	100
講堂	100	100	100	100	100
全館	400	400	400	400	400
映写室	100	100	100	100	100
全館	300	300	300	300	300

(補正表) 第四条の条件に違反してしまったことがわかったとき。

第三条 使用料別表の金額を使用料として前納しなければならない。但次の各号の一に該当するものは、使用料を徴収しない。
 1、農業町の機関が使用するところ。
 2、社会教育法第十条の規定による社会教育関係団体及び第一條第一項の規定による使用するところ。
 3、前項但し書の規定に該当しないものであつての使用料を徴収するものが不適切と認めた場合においては減免することができる。

(補正表) 第四条 公民館の使用は、特別の場合は除いて、毎日午前九時から午後九時までとする。
 長の承認を受けるなければならない。

2 使用に際し特別の設置をしていよいよ公民館の運営を行なはなければならない。

第三条 使用料別表の金額を使用料として前納しなければならない。但次の各号の一に該当するものは、使用料を徴収しない。
 1、農業町の機関が使用するところ。
 2、社会教育法第十条の規定による社会教育関係団体及び第一條第一項の規定による使用するところ。

3、前項但し書の規定に該当しないものであつての使用料を徴収するものが不適切と認めた場合においては減免することができる。

4、左の各号の一に該当するときは、許可した後は、もしそれを取り消すことがあらう。

この規約の規定に違反してしまったのがわかったとき。
 1、使用料の条件に違反してしまったことがわかったとき。

(補正表) 第四条の条件に違反してしまったことがわかったとき。

第三条 使用料別表の金額を使用料として前納しなければならない。但次の各号の一に該当するものは、使用料を徴収しない。
 1、農業町の機関が使用するところ。
 2、社会教育法第十条の規定による社会教育関係団体及び第一條第一項の規定による使用するところ。

3、前項但し書の規定に該当しないものであつての使用料を徴収するものが不適切と認めた場合においては減免することができる。

4、左の各号の一に該当するときは、許可した後は、もしそれを取り消すことがあらう。

この規約の規定に違反してしまったのがわかったとき。
 1、使用料の条件に違反してしまったことがわかったとき。

第三条 使用料別表の金額を使用料として前納しなければならない。但次の各号の一に該当するものは、使用料を徴収しない。
 1、農業町の機関が使用するところ。
 2、社会教育法第十条の規定による社会教育関係団体及び第一條第一項の規定による使用するところ。

3、前項但し書の規定に該当しないものであつての使用料を徴収するものが不適切と認めた場合においては減免することができる。

4、左の各号の一に該当するときは、許可した後は、もしそれを取り消すことがあらう。

(1) 営利を目的とした集会又は講習会

は、三万円と五十円と講習会

の合計額とする。
 第二条 次の場合は、公民館の使用を許可しない。

第三条 次の場合は、公民館の使用を許可しない。

第四条 公民館の使用は、特別の場合は除いて、毎日午前九時から午後九時までとする。

第五条 公民館の使用料及び使用料額は、前項のとおりとする。

第六条 この条例の施行についての趣旨は、前項をふくむことを定める。

第七条 この条例は昭和38年1月1日から施行する。

第八条 豊栄町公民館分館施設整備事業費

第九条 附則 (昭和38年1月1日)

第十条 豊栄町公民館分館施設整備事業費

第十一条 附則 (昭和38年1月1日)

第十二条 豊栄町公民館分館施設整備事業費

第十三条 附則 (昭和38年1月1日)

第十四条 附則 (昭和38年1月1日)

第十五条 附則 (昭和38年1月1日)

第十六条 附則 (昭和38年1月1日)

第十七条 附則 (昭和38年1月1日)

第十八条 附則 (昭和38年1月1日)

第十九条 附則 (昭和38年1月1日)

(1) 営利を目的とした集会又は講習会

は、三万円と五十円と講習会

の合計額とする。

第二条 次の場合は、公民館の使用を許可しない。

第三条 次の場合は、公民館の使用を許可しない。

第四条 公民館の使用は、特別の場合は除いて、毎日午前九時から午後九時までとする。

第五条 附則 (昭和38年1月1日)

第六条 豊栄町公民館分館施設整備事業費

第七条 附則 (昭和38年1月1日)

第八条 附則 (昭和38年1月1日)

第九条 附則 (昭和38年1月1日)

第十条 附則 (昭和38年1月1日)

第十一条 附則 (昭和38年1月1日)

第十二条 附則 (昭和38年1月1日)

第十三条 附則 (昭和38年1月1日)

第十四条 附則 (昭和38年1月1日)

第十五条 附則 (昭和38年1月1日)

第十六条 附則 (昭和38年1月1日)

第十七条 附則 (昭和38年1月1日)

第十八条 附則 (昭和38年1月1日)

区分	時間	使 用 時 間
区 分	時 間	使 用 時 間
昼	午前八時三〇分から午後五時まで	午後五時から午後一〇時まで
夜	午前八時三〇分から午後五時まで	午後五時から午後一〇時まで

第三条 次の場合は、公民館の使用を許可しない。

第四条 公民館の使用は、特別の場合は除いて、毎日午前九時から午後九時までとする。

第五条 附則 (昭和38年1月1日)

第六条 豊栄町公民館分館施設整備事業費

第七条 附則 (昭和38年1月1日)

第八条 附則 (昭和38年1月1日)

第九条 附則 (昭和38年1月1日)

第十条 附則 (昭和38年1月1日)

第十一条 附則 (昭和38年1月1日)

第十二条 附則 (昭和38年1月1日)

第十三条 附則 (昭和38年1月1日)

第十四条 附則 (昭和38年1月1日)

第十五条 附則 (昭和38年1月1日)

第十六条 附則 (昭和38年1月1日)

第十七条 附則 (昭和38年1月1日)

第十八条 附則 (昭和38年1月1日)

第十九条 附則 (昭和38年1月1日)

第二十条 附則 (昭和38年1月1日)

区分	時間	使 用 時 間
区 分	時 間	使 用 時 間
昼	午前八時三〇分から午後五時まで	午後五時から午後一〇時まで
夜	午前八時三〇分から午後五時まで	午後五時から午後一〇時まで

第三条 次の場合は、公民館の使用を許可しない。

第四条 公民館の使用は、特別の場合は除いて、毎日午前九時から午後九時までとする。

第五条 附則 (昭和38年1月1日)

第六条 豊栄町公民館分館施設整備事業費

第七条 附則 (昭和38年1月1日)

第八条 附則 (昭和38年1月1日)

第九条 附則 (昭和38年1月1日)

第十条 附則 (昭和38年1月1日)

第十一条 附則 (昭和38年1月1日)

第十二条 附則 (昭和38年1月1日)

第十三条 附則 (昭和38年1月1日)

第十四条 附則 (昭和38年1月1日)

第十五条 附則 (昭和38年1月1日)

第十六条 附則 (昭和38年1月1日)

第十七条 附則 (昭和38年1月1日)

第十八条 附則 (昭和38年1月1日)

第十九条 附則 (昭和38年1月1日)

第二十条 附則 (昭和38年1月1日)

第三条 次の場合は、公民館の使用を許可しない。

第四条 公民館の使用は、特別の場合は除いて、毎日午前九時から午後九時までとする。

第五条 附則 (昭和38年1月1日)

第六条 豊栄町公民館分館施設整備事業費

第七条 附則 (昭和38年1月1日)

第八条 附則 (昭和38年1月1日)

第九条 附則 (昭和38年1月1日)

第十条 附則 (昭和38年1月1日)

第十一条 附則 (昭和38年1月1日)

第十二条 附則 (昭和38年1月1日)

第十三条 附則 (昭和38年1月1日)

第十四条 附則 (昭和38年1月1日)

第十五条 附則 (昭和38年1月1日)

第十六条 附則 (昭和38年1月1日)

第十七条 附則 (昭和38年1月1日)

第十八条 附則 (昭和38年1月1日)

第十九条 附則 (昭和38年1月1日)

第二十条 附則 (昭和38年1月1日)

第二十一条 附則 (昭和38年1月1日)

管の館長が定め。

附則

第十二条 この規則は公布の日より施行し昭和三十八年三月三十日より適用する。

山北村公民館使用規則

第一条 この規則は山北村公民館使用条例第十条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

第二条 山北村公民館(以下「公民館」と云ふ)を使用する者は使用許可申請書(様式第一号)を

使用期日五日前に公民館長を経て教育委員会提出して許可を受けるものとし。

第三条 前項の許可申請は使用期日前三十日以上のものは表

付けない。

第四条 教育委員会は公民館の使用を許可したときは該

田証明書(様式第一号)と申請者に交付するものとする。

第五条 条例別記に規定する使用料の徴収単位は次の如

きとする。

但し、教育委員会の許可を得たものとの限りでは

一 日間使用料は午前八時三十分から正午迄(午後一

時から午後五時迄)それぞれ一回とする。

二 夜間使用料は午後六時から午後九時三十分迄とする。

三 一日使用料は前八時三十分から午後五時迄とする。

第五条 使用者は入場者は遅延の相違に従い次の各通りに掲げる事項を遵守しなければならない。

一 滅菌を怠らぬ施設の設備並に備品を使用しな

こと。

2 建物その他の物件を汚損者しあはせば損傷するおそれある行為をしなどしない。

3 所定の場所以外で火気を使用しないこと。

4 所定の場所以外で喫煙しないこと。

5 許可を得ないで酒類は飲用しないこと。

6 容器を得ないで市外電話のため電話機を使用しない

こと。

7 特に承認を受けたものの外構内で物品の販売、若

しも金品の販賣、募費等の行為をしてはならな

い。

8 その他、他人に迷惑をおかけする行為をしないこと。

第九条 使用者は公民館長又は係員の管理上の必要のた

めにする入室を拒むことが出来ない。

第七条 使用者がその使用を終つたときはその室の内外を清掃し清潔な状態をなさなければならない。

第八条 この規則は昭和三十七年十一月一日からの施

行する。

東頸城郡牧村公民館使用条例

第一条 牧村公民館(以下「公民館」と云ふ)の施設

を使用しようとする者は法令に定めがある場合の限り

の条例の定めるところにより教育委員会に申請・許可

を受けなければならぬ。

第二条 公民館を使用しようとする者は次のこと項を具

りとする。

一 使用料の支拂の有無を確かめて五日前に申請提出

しなければならない。

二 使用の日時

三 延長の日数

四 参集予定期

五 入場料又はこれに類する金品受領の有無

第六条 使用者は使用後場内を清掃整頓し、現状に復

す。

第七条 使用料はその使用によって建物その他の施設を

破損又は滅失した場合は修理料の額を負担しなければならない。

第八条 公民館を使用する者はその職務を行つたために賃

料は一十五万円以内としてその期間は一年とする。

第九条 公民館維持運営のため特別会計を設けられようが

いかない。

第十条 この条例の施行に必要な細則は別途定める。

牧村職員の定数条例

改正 昭和三十五年三月十七日条例第十一号

(職員の定数)

第一条 職員の定数は、左に掲げるとおりとする。

一 村長の事務局の職員

二 農業委員会の事務局職員

三 教育委員会の事務局職員

四人

八人

四十五人

四人

四人

四人

四人

牧村公民館設置条例

第一条 社会教育法並に第三十一条による公田館

を設置する。

第二条 駅舎による設置する公民館は牧村公民館と称

し、公田館に在る職員を置くことが出来る。分館

に設する規定は別に定める。

第三条 公民館は教育委員会が管理する。

第四条 公民館は左の職員を置く。

一 駅長 一名

二 職員 一名

三 職員 一名

四 職員 一名

五 職員 一名

六 職員 一名

七 職員 一名

八 職員 一名

九 職員 一名

十 職員 一名

十一 職員 一名

十二 職員 一名

十三 職員 一名

十四 職員 一名

十五 職員 一名

十六 職員 一名

十七 職員 一名

十八 職員 一名

十九 職員 一名

二十 職員 一名

二十一 職員 一名

二十二 職員 一名

二十三 職員 一名

二十四 職員 一名

二十五 職員 一名

二十六 職員 一名

二十七 職員 一名

二十八 職員 一名

二十九 職員 一名

三十 職員 一名

三十一 職員 一名

三十二 職員 一名

三十三 職員 一名

三十四 職員 一名

三十五 職員 一名

三十六 職員 一名

三十七 職員 一名

三十八 職員 一名

三十九 職員 一名

四十 職員 一名

四十一 職員 一名

四十二 職員 一名

四十三 職員 一名

四十四 職員 一名

四十五 職員 一名

四十六 職員 一名

四十七 職員 一名

四十八 職員 一名

四十九 職員 一名

五十 職員 一名

五十一 職員 一名

五十二 職員 一名

五十三 職員 一名

第12回全国公民館大会要項

主 催

全国公民館連絡協議会
広島県公民館連絡協議会他

後 援

文 部 省
広 島 県 他

1. 趣 旨

過去数回にわたる全国大会では、進展する時代の要求に即応するための公民館のあり方を求めて研究討議を重ね、現状の分析と将来の展望に多大の成果をおさめたのであるが、今次大会はいっそうこの研究を深め、地域社会における生活文化の向上発展に資するための具体的な活動についての指標をうちたてようとするものである。

2. 期 日

昭和38年11月13日(水)から同15日(金)まで3日間

三毛猫日記



3. 会 場

主会場 広島市公会堂
分科会場 広島市中央公民館⑦、呉市中央公民館③、府中町中央公民館⑥、府中町南公民館⑤、船越町公民館⑧、矢野町公民館④、広島市平和記念館⑩の2

(注) 会場名に付した数字は分科会の名称を示す。

4. 参 加 者

都道府県・都市公連役職員、公民館職員、公民館運営審議会委員、その他

5. 日 程

(第1日)

- 9.00~10.00 受付
 - 10.00~10.40 あいさつ・オリエンテーション
 - 10.40~12.00 分科会場へ移動
 - 12.00~13.00 昼食
 - 13.00~16.30 分科会
- (第2日)
- 9.30~12.00 分科会
 - 12.00~14.00 昼食・移動
 - 14.00~16.00 分科会のまとめ
 - 16.00~17.00 レクリエーション交歓
- (第3日)
- 8.30~9.20 受付
 - 9.30~10.30 大会式典(優良職員表彰を併せ行なう)
 - 10.30~12.00 記念講演
 - 12.00~13.00 昼食・郷土芸能観賞
 - 13.00~14.30 全体討議
 - 14.30 閉会式
- (注) 情況により若干の変更をみることがある。

6. 研究討議題(各分科会共通)

「地域社会における生活文化の向上発展に資するため、公民館はいかになすべきか」

7. 分科会の構成

第1部会(行政を中心とする管理運営)

第2部会(独立専用施設をもつもの)

第3部会(併置または施設のないもの)

第4部会(公民館と新生活、貿易増強、公明選挙などの国民運動を中心とする)

8. 全体討議課題

(1) 各分科会の研究討議から生まれてきた問題

(2) 特に全体討議に付議するを必要とする問題

9. ブロックにおける研究成果の発表

(1) ブロックにおける研究成果は、各分科会ごとにそれぞれの該当する事項について発表するものとする。

10. レクリエーション交歓

(1) レクリエーション交歓は、ブロックごとに1組ずつ参加するものとする。

(2) 種目は郷土舞踊、民謡をはじめ、公民館の実施するレクリエーションとして適当なものがあれば種目を問わない。

(3) 1組の人員は概ね20人以内(原則として大会参加者)とし、上演時間は1組7分以内とする。

11. 参加費および参加申込

(1) 参加費は各1名につき400円とし、別に定める様式の申込書とともに昭和38年9月末日までに県公連事務局に申し込むこと。(様式は別送付)

(2) 参加申込を受け付けたときは、参加費受領書と参加証を送付する。参加証は大会当日受付で提示し、大会資料などと引き換えること。

(3) 参加費は参加しない場合も返還せず、大会資料を送付する。

12. 宿舎あつ旅

(1) 宿舎は広島市内の旅館をあつ旅する。ただし第3分科会(呉市中央公民館)に出席するときは第1日(13日)に限り呉市内の旅館をあつ旅するものとし、とくにこの場合も広島市に宿泊を希望するときは申込書備考欄にその旨を明記すること。

(2) 宿泊費は1泊2食付(税・サービス料別)1,200円とする。

(3) 宿舎のあつ旅を希望されるときは参加申込書にその旨を明記し、1人1泊につき予約金300円を添えて申し込むこと。

(4) 予約金は宿泊費の一部に充当し、宿泊割当決定後は宿泊しない場合も返還しない。

(5) 予約金を添付しない場合はあつ旅をしない。大会当日の申し込みまたは旅館に直接申し込まれる場合は(2)の料金では引き受けかねる場合がある。

13. 大会現地事務局

広島市基町1

広島県教育委員会社会教育課内

第12回全国公民館大会事務局

電話(21) 5111(県庁代表)

参加者の方へ

* 参加希望者は必ず県公連事務局を経由して9月30日までに申し込んでください。

* 出発日、コースの指定はいたしませんが、現地ではなくべく閉会式まで行動をともにしてください。

* 構成上げ方式による大会ですから分科会での発言は、本県参加者に配布する統一資料により、できわよく発言してください。

農村公民館図書館のために 図書の選定、購入、管理

文書の選択—解説と事例—

小柳繭司

図書の選択・解説と事例

落合辰一郎

「日本の公共図書館が何をやるか」ではない」という意味の言葉を聞いているのは二箇を見れば全体が類推できる。アメリカの図書館はすべて市民だけね。その全貌は、たゞの相異はあるても、機械的、産業的である。

（中略）これは日本の公共図書館が、規

落合辰一郎

神田洞光

〇西 ×田

朝八時、車を運転して公民館へ出勤。義務奉公もわざわざ手に頭立ち汗流す。

八時三十分、明日行なわれる婦人会議、百年会のランを再確認、各会の準備状況を聞き、アシスタントをする。つづいで九時三十分、申起案文書が運ばれてくる。そこで、職員会議の司会をする。招つて辞書を書き印を押す。

和三十一年夏第三、四半期の計画と来週のプランについて話し合ふ。各担当職員と結かい打合わせの最終段階にする。つづいて九時三十分、申起案文書が運ばれてくる。

かが、職員会議の司会をする。招つて辞書を書き印を押す。

和三十一年夏第三、四半期の計画と来週のプランについて話し合ふ。各担当職員と結かい打合わせの最終段階にする。途中、老人会の係から電話で支払うと手算について説教と話

し合う。学校給食の算めしだべに留意しあんなが集まる日がよほどあると電話がある。「そ

「公共団体は誰のために何をやる
すべきか」という問題は、古く
から常に新しい意味を含んでいた
のですね。大時代は家にまよわ
うござや。」電話がきた。
トランジistorのニースが終るとだ
んだんに暗軽へもぐる。

と、農村図書館や公民館図書室のための書いたもので、一章は書相談の意義と方法が手際よく述べられている。二章は参考資料編集術、農業経営、生活改善等の資料作成の育成状況と学級生の作業見に行く。学級口説に自己通じて、四年生と座談する。

私のつらうとき、それは起きたときの考え方によると、行動するときの行動を国民が誤解して、おもつと誤解され、そのしたじた誤解は「あたまがいいからだ」と自分でけがわし記述がちアイトがわざといふ。

五時に赴任地を後に公民館へ入る。事中今夕訪れる人の相談などが気にかかる。

「私は一体、どうこう人を紹介してやればあらん人に相応する要職でできるのかなあ、妻にも聞かせてみよう」奥は町を通り自宅の頭

本日の行方報告は詔旨となる。五時より一時半間内外の半供として、瑞穂指揮に当る。瑞穂教諭は職務の今年で十七年かぎりとされて、続けていふので止めるわけに行かず、毎日バチバチ珠をはじめていた。

主事 矢端甫夫	直江津市公民館	のひいも	のひいも	のひいも
×	×	×	×	×
十代前は「社教館」(公民館の前身)	主婦の問題 特集号とする予定	まほなし	まほなし	まほなし
それで、皆さんのいろいろの色	から見に御意見をお送りいただけます。	ほんじ	ほんじ	ほんじ
それぞれ	（本）	あしきよ。	あしきよ。	あしきよ。
それぞれ	（紹介者）	る櫻井信吉。	（紹介者）	（紹介者）
市内公民館	金沢市立公民館	船橋小学校	高岡市立公民館	市立公民館
市内公民館	金沢市立公民館	船橋小学校	高岡市立公民館	市立公民館
（本）	（本）	（本）	（本）	（本）

東江津市アリ（蟻）の会

直江瀧東アリ（蟻）の会

のようにならしのキンシテイーなど、
よつて、草津市内がめずらしい
ものばかりで、その感激と感動
から「二十七才」の氣持は「子どもの礼状に
ふらうまわる、ふくらうわれている。
若い商店員たち、会員の金額はむしろ、競争を
二十七人（男十 もち、そぞう仕事に従事している
四人、女十三人。そうした当面の生活の上に
こゝで、三十六年、将来の生活を蒙きあけてゆこう
十一月誕生した。するとことは、並み大抵のこと
蟻の金額は、社
ではなく、どうした中において
ふるはるの一眼に、金額もおおそれの貯蓄金の吉
木の手に、

あとがき

あとがき

× ×

直江津市公民館
主事 天端輔

（續）
（續）
（續）

あくまで創作芸術の方面にも活躍している、意欲的なサークルである。

書道、手本などの作品展もかねて開催している。また会報を発行して

時には講師を招いて学術会をもつてゐる。

まだ、ほげましあう社会人と

ではなし、をへした中には、
と会員たちは特米の独立資金や結

年 将來の生活を察きあげておこう
とすることは、並み大抵のことよ

中もか、そじが仕事に従事していく。そじは専門の生活の上に

あらわれてくる。

ものばかりで、その感激と感謝の言葉を述べた。

感
めて見る事もあれば、通じで
しのキャラクターやーです。